

○加賀市保育の必要性の認定基準に関する条例 (案)

平成17年10月 1 日

条例第126号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号第3号の規定に基づき、保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の必要性認定基準)

第2条 保育の必要性の認定は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童の保育の必要性が認められる場合に行うものとする。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態としていること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 就学・職業訓練校等における職業訓練を受けていること。
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- (10) その他、上記に類する状態として市長村が認める場合。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第3条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。